

【委員会記録】

丸若委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。(10時34分)

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、樫本委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、3月5日から3日間、岩手県及び宮城県の被災地へ被災状況と復興の現状について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、追加提出議案について理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】(資料①)

- 議案第73号 平成23年度徳島県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第84号 平成23年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第85号 平成23年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第86号 平成23年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第87号 平成23年度徳島県県営住宅敷金等管理事業特別会計補正予算(第1号)

【報告事項】

- 阿南芸芸自動車道海部道路のルート提言について(資料②)
- メガソーラーの公募結果について(資料③)
- 徳島県県営住宅集約化PFI事業の実施方針について(資料④)
- 徳島東部都市計画区域マスタープランの見直しについて(資料⑤)

海野政策監補

追加提案をいたしました県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料(その3)の目次をごらんください。

今回、御審議いただきます案件は、平成23年度補正予算に係る一般会計・特別会計の歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債でございます。

まず、1ページ、一般会計の歳入歳出予算総括表でございまして、表の下から3段目、計の欄でございまして、左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で60億742万3,000円の減額

をお願いしております。

その右隣の計の欄には、補正後の額を記載してございますが、490億9,115万1,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

次に、2ページ、特別会計でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計など、4つの特別会計の補正総額は、最下段の左から3つ目にございますように、7億6,178万1,000円の減額となっております。

続く3ページから24ページまでは、補正予算に係る各課別の主要事項説明についてでございます。

まず、県土整備政策課でございますが、表の右側摘要欄に記載しておりますとおり、職員の人件費の決定に伴う補正などをお願いしており、県土整備政策課の補正額は、次の4ページの最下段、補正額の欄にございますように、合計で7億2,403万円の減額となっております。

5ページ、建設管理課でございます。

土木企画調整事業費の決定に伴う補正など、合計で167万4,000円の減額となっております。

6ページ、用地対策課でございます。

一般会計におきまして、用地事務指導促進事業費等で、108万8,000円の減額となっております。

7ページ、都市計画課でございます。

緊急地方道路整備事業費の決定などに伴いまして、合計で1億130万2,000円の減額となっております。

8ページ、下水環境課の一般会計でございます。

都市計画事業指導監督事務費の補正など、合計で463万1,000円の減額となっております。

9ページ、流域下水道事業特別会計でございます。

旧吉野川流域下水道の維持管理に要する経費の補正など、合計で2,628万8,000円の減額となっております。

10ページ、住宅課の一般会計でございます。

県営住宅建設事業費の決定に伴う補正など、合計で2億7,271万5,000円の減額となっております。

11ページ、県営住宅敷金等管理特別会計でございます。

県営住宅共同施設整備費の事業費の決定に伴う補正など、合計で811万2,000円の減額となっております。

12ページ、建築開発指導課でございます。

建築基準法等の施行に要する経費の補正など、合計で409万円の減額となっております。

13ページ、営繕課でございます。

営繕指導監督費の決定に伴う補正など、402万4,000円の増額となっております。

14ページ、道路政策課でございます。

国直轄事業の決定に伴う負担金の補正など、合計で1,941万4,000円の減額となっております。

15ページ、道路整備課でございます。

道路改築事業費、緊急地方道路整備事業費の決定に伴う補正など、合計で4億3,865万2,000円の減

額となっております。

16 ページ、高規格道路課でございます。

高速自動車道対策事業費の決定に伴う補正など、合計で 733 万 7,000 円の減額となっております。

17 ページ、河川整備課でございます。

広域河川改修事業費、総合流域防災事業費の決定に伴う補正など、合計で 4,415 万 2,000 円の減額となっております。

18 ページ、流域振興課でございます。

国直轄事業等の決定に伴う負担金の補正など、合計で 1 億 1,655 万 1,000 円の減額となっております。

19 ページと 20 ページは、砂防防災課でございます。

災害関連事業費、災害復旧事業費等で減額補正をお願いしており、20 ページの最下段に記載のとおり、合計で 42 億 3,871 万 8,000 円の減額となっております。

21 ページと 22 ページは、運輸政策課及び港湾空港課の一般会計でございます。

港湾改修事業費、港湾環境整備事業費の決定に伴う補正などにより、22 ページの最下段に記載のとおり、合計で 1,590 万 9,000 円の減額となっております。

23 ページは、港湾等整備事業特別会計でございます。

臨海土地造成事業費、空港周辺臨海土地造成事業費の決定に伴う補正など、合計で 7 億 2,738 万 1,000 円の減額となっております。

24 ページ、交通戦略課でございます。

地方バス路線対策費の補助金の額の決定などに伴いまして、合計で 2,118 万 4,000 円の減額となっております。

続きまして、26 ページから 31 ページにつきましては、既に御承認をいただき、事業を実施しております、一般会計における継続費の変更についてでございます。

東環状大橋上部工架設事業ほか 4 事業、それぞれ、年割額及び支出状況等を記載してございます。

いずれも、平成 23 年度の進捗状況に伴い、年割額や財源を変更しようとするものでございますので、所要の補正につきまして、よろしく願いいたします。

次に、32 ページから 44 ページまでは、繰越明許費でございます。

各事業の進捗状況を精査いたしました結果、平成 24 年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。

このうち、40 ページにかけましては、一般会計の追加分といたしまして、今議会において先議をお願いいたしました案件以外の事業に係る追加分の翌年度繰越予定額を記載してございます。

追加分の合計は、40 ページの最下段、右から 2 列目の欄に記載のとおり、170 億 3,669 万 4,000 円となっております。

また、41 ページから 42 ページにかけましては、一般会計の変更分といたしまして、先議で御承認いただきました事業のうち、翌年度繰越予定額の変更を要するものについて記載してございます。

変更分の補正後の合計は、42 ページの最下段、右から 2 列目の欄に記載のとおり、7 億 4,220 万円となっております。

続く、43 ページから 44 ページは、特別会計に係る繰越明許費でございます。

翌年度繰越予定額は、それぞれ 43 ページの公用地公共用地取得事業特別会計で3億 1,100 万円、44 ページの港湾等整備事業特別会計で 4,000 万円となっております。

これらの事業につきましては、計画に関する諸条件や用地交渉の難航等により、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰り越しとなるものでございまして、事業効果の早期発現が図られますよう、今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいります。

45 ページ、債務負担行為でございます。

平成 23 年度に発生した港湾施設の災害復旧工事につきまして、工程上、年度をまたがって発注することが事業実施に不可欠なことから、記載の額を限度とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

最後に、46 ページ、地方債でございます。

港湾等整備事業特別会計におきまして、今回の補正予算に伴い、財源に充てる県債の限度額の変更をお願いするものでございます。

以上で、追加提案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、4 点、御報告させていただきます。

1 点目は、お手元の資料(その1)、阿南安芸自動車道海部道路のルート提言についてでございます。

きのう、知事が民主党並びに前田国土交通大臣に対しまして、甚大な地震・津波被害が想定される地域におけるミッシングリンクを解消するため、海部道路の早期事業化及びルートの提言を実施したところでございます。

ルート選定の基本的な考え方につきましては、資料の右、中ほどに記載しておりますとおり、①原則として津波浸水区域を回避すること、浸水区域を通過する場合は、津波の影響を受けない高さを確保すること、②津波避難や利用環境等を勘案し、集落から大きく離れない計画とすることなどとしております。

今後とも、海部道路の早期事業化に向け、積極的に取り組んでまいります。

2 点目は、資料(その2)、メガソーラーの公募結果についてでございます。

メガソーラーの公募につきましては、去る2月6日から2月 29 日までの間、徳島空港・臨空用地、徳島小松島港・赤石地区、マリニピア沖洲・廃棄物最終処分場跡地の3地区につきまして実施いたしました。

その結果、徳島空港・臨空用地、徳島小松島港・赤石地区につきましては、SBエナジー株式会社、マリニピア沖洲・廃棄物最終処分場跡地につきましては、ソーラーウェイ株式会社を事業者として内定いたしました。

今後、速やかに契約、その他の手続を完了し、可能な限り早期に稼働できるよう努めてまいりたいと考えております。

3 点目は、資料(その3)、徳島県県営住宅集約化PFI事業の実施方針についてでございます。

耐震性を有していないものや老朽化の著しい県営住宅 12 団地を、万代町団地、名東(東)団地、津田松原団地の3団地に集約化することいたしました。

事業の実施に当たりましては、PFI手法を用いて民間資金、ノウハウを活用するとともに、福祉、利便施設等の併設による地域サービスの向上、沿岸部の2団地については、津波避難機能を付加することによる

地域の防災機能の向上など、福祉や防災といった社会的側面にも配慮した地域に開かれた県営住宅を整備したいと考えております。

事業期間につきましては22年間といたしまして、事業範囲は県営住宅の整備業務、維持管理運営業務、その他附帯施設の設置、運営としております。

また、事業スケジュールにつきましては、平成24年度に事業者を選定し、平成25年度から建設に着手、平成27年度の全団地入居開始を目指しているところであり、今後、事業の着実な推進に向け、鋭意取り組んでまいります。

第4点目、資料(その4)と冊子の方針(案)、徳島東部都市計画区域マスタープランの見直しについてでございます。

都市計画区域マスタープランは、市町村の境界を越える広域的な観点から、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを定めるものでございます。

素案につきましては、平成23年6月定例会の当委員会の事前委員会におきまして説明させていただいたところです。

その後、県議会での御論議や都市計画手続における説明会、公聴会での住民の御意見、さらには国の津波防災地域づくりに関する法律の施行、徳島県震災対策推進条例(仮称)制定の動きを踏まえ、素案に東海・東南海・南海三連動地震などの自然災害から助かる命を助けるという視点、大規模災害発生後の速やかな復旧・復興の視点など、地震・津波に関する方針を追加し、案を作成したところでございます。

この案につきましては、今後、県議会での御論議を踏まえ、都市計画審議会での御審議、国土交通大臣への同意協議等、都市計画決定に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

丸若委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

扶川委員

たくさんお聞きしたいことがあるのですが、順繰りにお尋ねしたいと思います。

中国湖南省とのチャーター便のことから教えてください。

10日に1回ということでしたが、第1便は1月23日、第2便はいつでしたか。

坂本交通戦略課長

湖南省との定期チャーター便についての御質問でございますが、第1便は1月23日に就航いたしまして、静岡県と徳島県でのトライアングル・チャーターとなっております、本県にとっての第2便目という意味では、2月2日に就航しております。

静岡県での第1便については、1月28日に就航しております。

扶川委員

今までの実績を教えてください。

坂本交通戦略課長

静岡県、徳島県を含めまして9便就航しておりますが、直近までで約1,200人の中国人ツアー客の方に来ていただいております。

扶川委員

150席ですね。利用割合はどのぐらいになるのですか。

坂本交通戦略課長

9便までの搭乗率で申し上げますと、87.9%となっております。

扶川委員

3月までは1便200万円、以降は70万円の補助ということですが、年間の補助総額はいくらですか。

坂本交通戦略課長

今年度の予算額としましては、2,600万円を計上しております。

扶川委員

150人に足りなくても70万円は固定なんですよ。

お客様の旅費は、どれくらい引き下げられているのですか。

坂本交通戦略課長

ツアー価格を設定するに当たりまして、本県からの助成を前提に、費用がどれくらいかかるかといったことを旅行会社が積算していると思いますので、70万円があったから具体的に幾ら引き下がったかというのはわからないのですが、本県の助成の趣旨としましては、ツアー価格の引き下げやあるいは現地での徳島やツアーのPRをしていただきたいということで補助金を出しております。

扶川委員

バスについても助成があるそうですが、1便に4台ぐらい要るのですよね。

この補助は1回、どれくらいなのかわかりますか。

坂本交通戦略課長

バスの助成につきましては商工労働部の予算になるのですが、考え方としましては、1台1日当たり5万円、もしくは実費の2分の1のいずれか低い額を支出すると聞いております。

予算額につきましては、今年度は1,150万円と聞いております。

扶川委員

すると、1,150万円と2,600万円を合わせた額、3,750万円ですか。

ほかに、出されているものはありますか。

坂本交通戦略課長

湖南省との定期チャーター便という意味では、ほかの助成はないと認識しております。

扶川委員

目標の1万人が達成できれば一人頭の補助助成額がわかると思うのですが、目標の87%だったら数が最終的にどうなるかまだわかりませんよね。

それにしても、この事業がどこまで有効かということをきちんと検証しないといけないと思います。

この計画が持ち上がった当初、私は費用対効果の計算をしてほしいと協議しましたが、商工労働部のほうで経済効果に関するアンケート調査などの取り組みをすることなのですが、その中身を教えてください。

坂本交通戦略課長

定期チャーター便の経済波及効果を算出するに当たりまして、実績をもとに検証する必要があるため、現在、中国人観光客の方にアンケートを実施しております。一定期間データを集計し、検証した上で効果を算出すると聞いております。

扶川委員

1人当たりの助成額に対して、徳島県内でどれくらいのお金を中国人観光客が落とすのか。徳島県内にこのくらい落ちたであろうというお金と大体の人数を掛け算したら計算できると思います。最終的に年度が終わったら、利用人数がわかりますよね。それでおよその経済効果と補助額との比較ができると思うのですが。

補助金に対し、どれくらいのお金が徳島県内に落ちていれば有効とお考えですか。

坂本交通戦略課長

単純比較という意味では、先ほど委員がおっしゃったようにチャーター助成の2,600万円、それから今年度のバス補助で1,150万円を足したものの以上の経済効果があればいいということですが、商工労働部のほうで積算した経済波及効果を言いますと、直接効果とそれに波及する効果を合わせる必要があるのですが、直接効果だけを見ても県内での宿泊、バス利用、それから観光施設、飲食店での消費など約3億円を見積もっておりますので、十分な経済効果を見込めるのではないかと考えております。

扶川委員

3億円の消費があるから、落ちるから、それで十分経済効果があるという。

これは最終的に計算ができるのですか。これから出るのですか。

坂本交通戦略課長

先ほど申し上げましたとおり、直接効果だけでも約3億円と試算しているのですが、より正確かつ具体的に経済波及効果を算出するため、公的機関であります徳島経済研究所に依頼すると聞いております。

扶川委員

できるだけ費用対効果が大きいほうがいいわけで、効果を上げるような方法で取り組んでいくのだらうと思います。

例えば、徳島県内での泊数が1泊以上ということですが、現状は皆1泊でしょう。それをふやす取り組みはどうするのか。

それから150人でなくても、150人の87%でも70万円を出すわけですが、例えば補助金を人数割にできないのかとか。そういうふうにお客さんの旅費に充てる分の引き下げが大きいと、お客さんがおりたときに使ってくれるお金が多いため、旅費に充てる分をできるだけふやしていただくとか。

これからいろいろ取り組む必要があると思うのですが、そのあたりはどうお考えですか。

坂本交通戦略課長

県内、国内でのツアーをどうするかというところは商工労働部がメインになるわけですが、県土整備部も商工労働部と連携しまして、税金、補助金を出す以上は、できるだけ県内の経済効果が上がるように取り組んでいきたいと考えております。

扶川委員

最終的に、どのような費用対効果になるのかを見た上で議論したいと思いますが、他県で中国のチャーター便に取り組んでいるところがありますか。

坂本交通戦略課長

全国でチャーター便は非常に多く就航しており、具体的には把握しておりません。

扶川委員

そういうところと比較し、徳島県の助成額がどうなのかということも検討しなければならないと思います。ぜひ、研究していただきたいと思います。

坂本交通戦略課長

継続的、定期的にチャーター便を就航している例というのはさほどないので、本県と他県の助成の違いについて一概に比較しにくいのですが、全国のチャーター助成の状況がどうかというのは把握していきたいと考えております。

扶川委員

静岡県はどのような状況ですか。

坂本交通戦略課長

静岡県の助成につきましては、1便目、2便目は30万円、3便目以降は60万円を助成していると聞いております。

扶川委員

静岡県からおりた場合、どのバスを使うのですか。静岡県は、バスの助成をしているのですか。

坂本交通戦略課長

今のツアーはバスで移動しており、事業者については、全行程、徳島バスが担当しております。

扶川委員

具体的に計算できていない部分もあるのでこれ以上はお尋ねしませんが、税金を使う以上、少しでも効果が上がるように、これからの工夫がいろいろ必要だと思うので、他県の調査とか、先ほど申し上げた泊数をふやす努力とか、中国の旅行会社との話し合いの中で改善を進めていただきたいのですが、そのような考え方があるかどうかだけ教えてください。

坂本交通戦略課長

空港の利用促進、県内経済の活性化、観光振興、こういった観点からできるだけ本県にとってメリットがあるようにしっかり取り組んでいきたいと考えています。

扶川委員

そのくらいでこれはおいておきます。

次、議論してきた耐震リフォームのことについて、お尋ねしようと思っていたことがきょう新聞に大きく出ました。数字も出ているのですが、少し議論したいと思います。

私も建設業者から現状を聞いていましたが、耐震診断を市町村で一気に広げようという話があったとき、たくさんの大工が耐震診断の資格講習を受け、取ったようですが、市町村がなかなか取り組まないものだから需要がなく、実際に耐震診断できる人が育たなかったみたいです。

だから、今度耐震リフォーム制度を始め、大工にどんどんお客をとってきてくださいよといっても、パソコンもソフトも持ってないため物すごく面倒になり、自分で耐震診断をちゃんとできる人が少ない。

それから、補助金の上限が40万円、例えば80万円が40万円ですが、もっと小さかったら補助金も10万円、20万円になるわけで、その中から4万円程度を外注に出し、耐震診断にかかわる分の書類をつくってもらいと、面倒なばかりでもうけが上がらないため、積極的になれないという声も聞きました。

それで、新年度から進めていくための講習も強化するとのことですが、組合との連携、建築士会などの協力も含め、積極的にやっていただきたいと私は思います。

それから、もともと耐震診断できる人が育ってないところに問題があるのであれば、そのところに力を入れ、パソコンのソフトなどの援助が必要だと思うのですが、そのあたりの考え方を教えてください。

松内耐震化戦略担当室長

現在、さほど仕事をしていない耐震診断登録済みの方が、パソコン等を使って診断するのがなかなかやりづらいというのが現状でありまして、今後どういう対策を実施していくのかといった御質問かと思えます。

現に施主からの依頼があった際、評点がどのように向上するか数字的に出す場合、決められたソフトによりまして、耐力壁の強さ、長さ、配置などの要素を入れ、安全性がどの程度向上するかといった計算が必要になってきます。

そうした場合、解説を見ながらやればできないことはないのですが、ある程度なれていないとやはり非常に効率が悪い。

せっかく仕事の依頼が来ても、避けてしまうようなケースがあれば非常に残念ですので、評点を出す際の障壁をできるだけ下げするため、私どもとしましては、さほどなれていない地域の大工工務店を対象として、実際に評点を出す計算をしていただくといった参加型の講習会を1月に開催したところでございます。

それから所属する関係団体のサポートにつきましても、そういった計算に非常に詳しい所属の建築士が、大工工務店の評点向上の作業支援をするといったことも各団体に依頼しておりまして、来年以降は協力いただけることになっております。

また、建築士会のほうにも委託しまして、建築士会が団体以外、団体に所属していない大工工務店の個々の具体の相談に乗っていただけるよう委託業務の中に入れており、そういった建築士会への委託業務を通じまして、県もサポートを強化してまいりたいと考えております。

扶川委員

もう一つ、技術勤がさほどないので要望だけしておきますが、市町村をずっと回ってきて、耐震化、あるいは耐震リフォームの取り組みで、ネックになっているのが自己負担の問題です。何回も言ってきましたが、築30年以上の住宅にはたくさんのお年寄りが住んでいるわけです。

資金的、意欲的から見ても、耐震化にお金をかけようという気持ちになれない方が多い。

これが耐震改修とか耐震リフォームが進まない理由です。

耐震を取り除いたリフォームについては、20万円ぐらいの補助をするだけで、お金を持っている人が、行列ができるほどやってくるのですが、耐震改修となると、お金がない、高齢者が対象ということになりがちなので、なかなか手が上がらないという面もあるわけです。

まだ5自治体しか実施していませんが、市町村が県の制度に上乗せし、制度利用者の負担を軽減すると

いうことで、来年、進むように働きかけをしているようですが、新年度、どれくらいの市町村で実施する見通しですか。

松内耐震化戦略担当室長

来年に向けましての市町村の協調補助、上乘せ補助に関する御質問でございますが、ちょうど市町村のほうでも新年度予算編成に向け、今審議中でございますが、現時点で具体的な数字はわかりませんが、かなり多くの市町村で、前向きに検討していただいているというような状況を把握しております。

扶川委員

前にも言いましたが、所得がない人については、改修できないので見捨てるのかということですが、足りない分については、例えば、低所得者が生活福祉資金の借入れなどでもできるように、保健福祉部に働きかけをしてほしいと思います。

また、防災のほうでも議論したいと思いますが、これは厚生労働省所管の資金ですので、国に対しても使えるように働きかけをしていただきたい。

このことについて、取り組んでいただけたかどうか教えてください。

松内耐震化戦略担当室長

以前、本人負担分につきまして、貸付金利用がよりしやすくなるよう要請していただけないかというお話が委員からございましたので、耐震化工事を担当している部局に対し、私どもからそういった要請を行っております。

扶川委員

次は、デマンドバスのことについてお尋ねをしたいと思います。

本会議の答弁で、新年度からデマンドバスに対する助成が、1件250万円につくられるとありました。これについては、コミバスを促進するために県の助成制度をつくるべきだと一貫して主張してきたため、歓迎しております。

そこで、具体的に取り組んでいる方に少しお尋ねしたいのですが、デマンドバス、有償運送以外に補助対象となる形態はどのようなものが考えられるのか、可能な限り全部列挙していただきたいと思います。

坂本交通戦略課長

バスに対する補助ですが、これまで市町村が運行するバス路線の確保に対し、県独自の支援を行ってききましたが、来年度から効率的な運行体系への転換を図る取り組みを行う市町村に対し、支援することを検討しております。

従来、広域的な幹線のバス路線に対して国が補助をしておりましたが、今年度から新たに地域内のフィーダ系統も補助対象になりましたので、県としてはできるだけ国庫補助のスキームにのるよう促していきたいため、まずは実証運行をして、いずれは国の補助にのるようなスキームで、運行する路線に対して補助して

いきたいと思っております。

具体的に言いますと、デマンドバス、ボランティア有償運送といった幹線バス路線に対して接続するものというのが条件になってくると考えております。

扶川委員

例えば、応神町ではコミバスなどを既に走らせていますが、ほかの市町村でそういったものを住民主導で行い、行政が補助をするという形をとっています。

これも幹線のバスに接続すれば、補助対象になるのですか。

坂本交通戦略課長

来年度から新たにそういった取り組みについて補助対象にすることを考えており、今まで走らせているものについては別の県単の補助がありますので、そちらでの補助になるかと考えています。

扶川委員

今後、新しくコミバスなどを運動として取り組むところがあれば、助成の対象になるということですね。先ほどお話があったように、国の補助を受けることを目指してやっているものに対し、助成をするということですね。

補助が可能な市町村の数と総額はどれくらいですか。

坂本交通戦略課長

予算案に計上させていただいておりますのは 3,390 万円で、実証運行費用の2分の1、上限を 250 万円と考えております。予算の範囲内で補助していきたいと考えています。

扶川委員

市町村に対して、上乗せの補助というのは求めていくのですか。

坂本交通戦略課長

どうしても生活バスはなかなか収支に合わない、赤字が出てくるということが考えられますので、県も補助していくわけですが、それでもなお赤字が発生する部分については、市町村で考えていただきたいと考えています。

扶川委員

従来、国の制度というのは、バス購入など運行経費に対する助成がなかったのですが、先ほどの説明でいうと、運行経費も含めて補助が出るようになって、やりやすくなるわけですね。

そこで、これを契機に県が制度をつくるわけですが、国の補助と県の補助のすみ分けというか、国の補助が始まったら県の補助はやめるのですか、それとも重ねて補助するのですか。

坂本交通戦略課長

来年度検討しております県単補助の趣旨としましては、国の補助スキームにのるよう促していきたいため、基本的には単年度、1年間のみの補助と考えております。

扶川委員

わかりました。とにかく実現されるように。

先ほどの耐震リフォームではないが、新しい制度をつくったとき、実績を上げるのがなかなか大変です。

実際、私の地元でも住民主導でコミバスを走らすという運動に取り組んでいるのですが、物すごい労力と努力が必要で大変です。それを財政面で後押ししようというのであれば、ノウハウも含め積極的に関わって、実現までもっていくよう尽力していただきたい。

例えば、そういう方が県庁に相談に来たとき、この補助制度も前提にいろんな面でバックアップしていくようなことをお願いしたいのですが、いかがですか。

坂本交通戦略課長

できるだけ住民の移動手段が確保できるよう予算面、経費的な面以外についてもバックアップ、サポートしていきたいと考えております。

扶川委員

よろしく願いいたします。

次、下水道について、少しお尋ねします。

事前委員会でも言いましたが、汚水処理計画の見直しの案が出ており、特に流域下水道の部分については、積極的な見直しがされていないような気がしてなりません。

従来の計画では、例えば公共下水道の汚水処理人口普及率について、基準年次が平成13年度で10.5%、平成34年度に43.8%というのが構想でしたが、今度基準年度を平成20年度にして13.3%、目標年次を平成42年度にして34.2%と、年度がずれていてよくわかりません。

そこで、もともと当初の平成34年度の目標と比べると、例えば流域関連公共下水道の中間年次が平成32年度になっているから単純に比較できませんが、当初の見込みよりも大分おけているのではないのでしょうか。

そのあたりわかりやすく説明してください。

植田下水環境課長

流域下水道に関する今回の汚水処理構想の見直し状況でございますが、委員が御指摘のように、現構想では目標年次を平成34年としておりました。

今回の見直しにおきましては、基準年次が変わったことから、5年ごとの途中経過の中間年次のデータも出させていただいておりますが、それでいきますと平成32年の数字になります。ただ、全体的には計画期

間が8年ほど後ろにずれております。

最終的に汚水処理人口普及率は向上することにはなりますが、8年後ろへずれることとなります。

流域下水道事業につきましても、当初の計画から少しおくれることになると考えております。

扶川委員

私も手元に資料を用意する時間がなかったのですが、そもそも何年度に流域下水道が100%完成するのを目指して取り組み始めたのですか。

植田下水環境課長

流域下水道計画の完成めどについて、計画策定時、約20年程度を想定して進めておりましたが、現時点で具体的な最終の計画年次は持っていません。

扶川委員

たしか平成30年度で終わるのではなかったですか。

植田下水環境課長

先ほど申し上げましたように、当初、計画策定時から約20年の期間をもって終わることにしておりました。

したがって、当初の計画が策定されたのが平成10年前後ですので、平成30年ということではございません。

ただ、現時点では1期計画について進めているところでございまして、その後の全体計画については、関係市町の公共下水道事業の進捗を見ながらということになりますので、具体的な期限年次は持っていません。

扶川委員

最初、平成30年度で立派な下水道ができるというたい文句で、2,000億円かけた事業がスタートするという説明がありました。それが、完成予定の平成42年になっても整備人口が5万7,418人です。この平成42年の対象地域内の人口というのは、県内人口が80万人から67万人台まで大分減りますが、それでも14万人余りでしょう。14万人に対して5万7,418人、半分にも満たない。これは整備人口であり、接続人口と違います。

実際、現時点で接続しているのは、整備されている地区において20%です。整備人口が5万7,418人になったからといって、これだけ接続されているとは限らない、これより大分少ないわけです。

こういう先の見通しがない事業をどんどんやっていくとどうなるか。家の建てかえが進みますよね。木造住宅というのは平均26年ぐらいで建てかえられるでしょう。こんな調子でやっていたら、ほとんど建てかえになり、法律上、全部合併浄化槽になります。

前にも言いましたが、合併浄化槽の整備率が今でも30%を超えているところが幾らでもあります。これが

50%、60%、70%となっていったら、何で下水道で汚水処理をやる必要がありますか。そういうことを全く考慮しない計画になっていることに大きな疑問を持ちます。だから、今回の汚水処理構想の見直しも不満だらけです。

何のためにこういう先の見通しが無い計画を進めて行くのか。

時間がないのでこれ以上申しませんが、もう一回、真剣に見直しをしていただきたいと思います。

あと2点だけ、簡単にお尋ねします。

鍋川の今切川合流点に樋門をつけ、津波対策をとれるようにしてほしいという要望が地元から上がっています。

今回の暫定津波高では、最大波の場合、鍋川と今切川の接続部の上流、北島町中村字前須、本須あたりも一、二メートル浸水することになっていますが、樋門があれば被害が軽減できるのは明らかです。

国がやるのか、県がやるのかという問題はありますが、県として積極的に進めるべきだと思いますが、いかがお考えですか。

松野流域振興課長

鍋川の水門についての御質問でございますが、今切川と鍋川の合流点における水門設置につきましては、昨年7月に板野郡町議会議長会、また11月には地元北島町長から今切川合流部の地震津波対策とともに要望をいただいたところでございます。

既に国に対し、要望内容をお伝えしているところでございます。

御質問の水門につきましては、平成21年8月に策定されました吉野川水系河川整備計画に示されていないところでございますが、昨年11月の国の三次補正において、災害に強い社会基盤を緊急に進めるための全国防災対策予算として、旧吉野川、今切川の吉野川水系に対して約59億円が認められ、現在、国において調査や設計が進められているところでございます。

今切川と鍋川の合流地点につきましては、国において河川津波対策の検討を実施する範囲内であることから、当該箇所の水門につきましても検討していただけるものではないかと考えている次第でございます。

扶川委員

もう時間がありませんので、とにかく積極的にやっていただきたいということだけを申し述べておきたいと思えます。

もう一点要望がありまして、これも北島町の部分を走っております北環状線につきまして、鯛浜交差点から西、北島応神大橋に当たる部分を北島町が管理し、本当に短い区間ですが、そこから西へ橋を渡って最初の信号までを徳島市が管理しています。

バイパスができた時点で早く県に移管するべきでしたが、特に徳島市側において、旧県道を引き取ってもらう手続がおくれたからだというふうに聞いております。

早く徳島市、北島町の部分を県に移管してほしいという住民の方の強い要望が出ておりますが、これについてどのようにお考えか教えてください。

百々道路整備課長

徳島市並びに北島町におきまして、北環状線に市道、町道区間があるという御質問でございます。

この市道、町道区間につきましては、昭和40年代から50年代にかけて、県と町の街路事業により整備されたものでございます。

完成当時、県道網としてつながっていないなどの理由から、市、町の管理道路として、これまで適切に管理されております。

一方、今委員からもございましたように、この市道・町道区間にかわる徳島環状線の現道につきましては、徳島鳴門線の交差点を南へ進み、徳島市側の徳島自動車道北側交差点より今切川の南岸側を通り、応神町吉成交差点で県道につながるルートとなっております。

この市道、町道における県道への編入につきましては、旧道部分を徳島市に移管することが前提となりますが、土地の権原取得、また老朽施設の修繕など課題も多々ありますので、今後、関係する市町と調整してまいりたいと考えております。

扶川委員

もう時間がありませんので要望だけします。

徳島市側にもお話を聞きましたが、県のほうに引き取っていただけるようにめどをつけつつあるということですので、積極的にやっていただきたいということを要望して終わります。

長池委員

簡単な質問をさせていただきます。

きのう、新聞に海野政策監補の名前があったので、ちょっと興味があって読んでみると、本州四国連絡高速道路の出資の件で23%減額、徳島県は態度未定というふうな話でありまして、何で態度未定なのかと単純に思ったわけでございます。

徳島はどうしたいのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

長野道路政策課長

本州四国連絡高速道路における今後2年間の取りまとめ条件についての御質問でございます。

本州四国連絡高速道路の料金につきましては、建設費のコストがかさんだため、全国のプール制から切り離され、他の高速道路に比べて非常に高い料金であります。

これにより観光振興、農林水産物の流通等の大きな障害となっているため、本州四国連絡高速道路を含む全国一律の料金制度の実現を県政の最重要課題に掲げまして、取り組んできたところでございます。

こういった中で昨年12月、国と地方との協議の場であります本州四国連絡高速道路の料金等に関する調整会議が再開され、先月2月17日、国土交通省のほうから地方側の基本的な考え方を踏まえた今後の本州四国連絡高速道路の基本方針が示されたところでございます。

この中、全国共通料金を導入する平成26年度までの2年間について、全国プール制組み入れの協力として、現行より出資を減額して継続するということで、徳島県を初め、出資団体である10府縣市と国が基本

的に合意したといったところでございます。

このとき、今後2年間の出資負担額、料金水準の取り扱いにつきまして、継続協議となっているところであり、現在、協議を進めているところでございます。

10 府県市の取りまとめ、窓口を持ち回りでやっておりますが、今年は広島県が持ち回りの担当県であり、10 府県市の考えをまとめなければいけないため、さまざまな案が提案されてございます。

現在調整中でございますので、ここで十分な説明はできませんが、いろんな案がございまして。徳島県が態度未定というのは、さまざまな意見がある中、合意できる内容を目指していかなければいけないといったところであり、現在、10 府県市で協議を進めているところでございます。

長池委員

この料金一律化の件に関して、飯泉知事が非常に貢献されたという話も実は聞いておりまして、すばらしいと思っているのですが、まとまりかけた話がここにきてもめているように聞こえてきて、また徳島県が原因だったらいけないという危惧があります。

いろいろな案があるという中、きのうの新聞報道では半分ぐらいが 23%案に賛同しており、その他というのが態度保留でございまして、徳島県が何か案を出したのだろうか、それとも逆に、西より東のほうの顔をうかがっているのかなという気がしました。

私も先日の一般質問で少し述べさせてもらったのですが、今はできるだけ四国に軸足を置いたような対応をすべきではないかという話をさせていただいたので、そのあたりをちょっと危惧しております。

そこで、こういう問題というのは、大体いつぐらいまでに決着をつけようとしておられるのか、また、あんまり長引かせると、国のほうももう一回白紙に戻すとは言わないと思いますが、そのあたりどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

長野道路政策課長

この協議のめど、いつごろできるのかということでございまして、この負担額と料金の水準といったことで、これ平成 24 年度以降の料金水準といったことが含まれてございます。

当然、気持ちは一日も早く取りまとめ、国との間で合意を得たいと考えておりますが、何分今調整中であり、はっきりいつと申し上げることはできませんが、10 府県市で早急に取りまとめ、合意を得たいとのことでございます。

国につきましては、地方の負担があるという前提ではございますが、これまでどおり出資していくということで、今協議を進めているところでございます。

長池委員

国のほうは1割をめどにという感じで最初に話しており、徳島県の場合、21 億円の1割ですから2 億円ぐらい減となり、さらにこの 23%減額の案にしても、今までの出資比率によってということで、結局、徳島県は1割ぐらいの減になり、徳島県だけを考えるとどっちをとっても同じぐらいになります。

23%減額案でいきますと、広島県や愛媛県の減額が大きいということで、そのあたり広島県や愛媛県の

思惑といえますか、すぐに国が提示した1割減をのまずに23%、25%という数字、さらにはこれまでの出資比率で減額を要求してくるあたり、かなりの商売人、やり手だなという気がします。

近所に商売人がいたら、その話に乗っていけというぐらいの気持ちはあるのですが、個人的にはできるだけ四国で協調していただきたいという気持ちはあります。

最後に確認したいのですが、徳島県から事務局のほうへ何か案を出していますか。

長野道路政策課長

徳島県から案を出しているかという御質問でございますが、徳島県から事務局のほうに お願いしていますのは、国から示された1割減を守っていただきたいといったことで、事務局などからいろいろ示される案につきまして、県としての要望を申し上げているという状況でございます。

長池委員

結構です。わかりました。ありがとうございました。

松崎委員

本年度最後の委員会ということで、少しだけ状況を聞いておきたいと思います。

事前委員会で、柴川生活貯水池の建設事業の検証と対応方針に関する報告をいただきました。事前委員会のときには発言する機会がなかったので、少しお聞きしたいと思います。

私も会派としては、できるだけ地元を足運び、いろんな地元の賛否両論の意見を聞きながら、なおかつ山の高いところで生活用水に大変困っているという緊急性、それからこの事業が始まってからもう20年経過しており、本来の計画からすると平成23年度、今年度中に完成することを地元の皆さんも期待していたと思いますが、このままの状態ではなかなか完成もおぼつかない、生活すらできなくなるというのが地元のお考えのようでございます。

そのようなことを受けて、これまで県のほうで検証のための検討委員会、公共事業の評価委員会が開催され、この2月定例会で報告をいただきました。

今後のスケジュールですが、いただいた資料によると、対応方針をまずは決定するというところでございまして、私としては治水対策、利水対策、さらには流水の正常機能の維持に沿って対応方針が決定されるのだろうと思うのですが、県としての方針をいつごろ決定されるのかということをお聞きしたい。

松野流域振興課長

柴川生活貯水池の今後の見通しということで御質問いただいたところでございますが、柴川生活貯水池のダム検証につきましては、去る2月20日の事前委員会で御報告いたしましたとおり、柴川生活貯水池検討委員会での審議、また三好市長からの意見聴取を経て作成いたしました対応方針案につきまして、2月10日と13日に開催されました徳島県公共事業評価委員会でも御審議いただいたところでございます。

現在、評価委員会で審議したすべての事業についての意見を取りまとめているところであり、評価委員会から意見具申をいただければ、速やかに対応方針を決定し、国に報告してまいりたいと考えております。

松崎委員

その取りまとめの時期について、まだ発表できないということですか。

松野流域振興課長

公共事業評価委員会での取りまとめの時期につきまして、年度内に行われると聞いておりますが、まだ現在調整中ということでございます。

松崎委員

わかりました。

評価委員会が年度内に取りまとめられるとのことですが、県としての方針がまとまるのはいつですか。

それと、いただいたこの資料の中では、県の方針が決定された後、その検討結果を国土交通大臣に報告することになっているようですが、どういうスケジュール、流れになるのか、時間がかかるものなのか、かからないものなのか教えていただきたい。

松野流域振興課長

今後のスケジュールということでございますが、年度内に評価委員会の意見具申が出されると聞いておりますが、それを受けまして、年度内には県の対応方針を固め、国に報告したいと考えております。

松崎委員

平成 23 年度内にいろんな決定をして国に上げていくようですが、ぜひ検証結果と対応方針に沿って、国のほうに報告いただくようお願いします。

そして、地元徳島県の対応方針に沿って、国も対応していただきたいと思っているところです。

しかし少し気になっていることがありまして、この事業の場合、国と県が相当な事業費を 20 年間投入しており、この検証と新たな対応に伴って補助金はどうなるのか。全く新しいケースになったので、今までの積み上げのところで一たん切って、この対応方針に沿って新たに補助が交付されるかどうか、県もそういう対応をされるかどうかについてお聞きしたいと思います。

松野流域振興課長

これまで投入した補助金等はどうなるのかという御質問でございますが、これにつきましては、県の公共事業評価委員会を経て、その結論をもって対応方針を決めれば、返す必要はないというふうに理解しております。

松崎委員

わかりました。

今までいろんな地域における道路や橋といったダムに向けた対策を補助事業でされてきたと思います

が、その補助金を少しずつでも返還することになったら大変ですので、それはそれで一区切りつけていただきたい。

冒頭申し上げましたように、山城町柴川に住んでいる人も高齢化しており、これからの夏場、水を下から運んでこなければなりません、それすらままならない状況になっていますので、ぜひ一日も早く生活用水が供給できるよう早期実現に向け、国に働きかけていただきたいと思います。

あと1点、私の地元のことですが、もう何年前になるのでしょうか、議員になったすぐぐらいのときに国道55号津乃峰バイパスの開通式に参加させていただきました。すごく立派な道路バイパスができてよくなったと思っておりました。

しかし、地元の人から津乃峰からのトンネル、橋へ抜けていく道路がいつか来たらできるのかという御意見がございまして、その見通しとかがあればお話をいただきたいと思います。

杉本直轄道路推進担当室長

ただいま、委員から阿南道路の今後の見通しについての御質問をいただいております。

まず阿南道路でございますが、国道55号の交通混雑の緩和、交通安全の確保を目的にしまして、国土交通省が国直轄事業によって進めているところでございます。

先ほど開通式に参加したということでございますが、これは平成19年12月、阿南市津乃峰町長浜から阿南市津乃峰町東分までの約500メートル間の距離で供用されたものであります。これを合わせますと、現在、小松島市大林町から阿南市津乃峰町西分までの約15.5キロメートルが供用されている状況でございます。

ここからが御質問の部分だと思いますが、それに続きます橋町大浦の国道195号までの約1.7キロメートルでございますが、これは橋市街地を通過する交通を迂回させ、市街地の交通緩和を目的に暫定2車線での供用を目指し、現在、鋭意整備を進めているところでございます。

この工事の進捗状況でございますが、用地は現在完了している状況でございます。

工事につきましては、橋トンネル、それから国道195号をまたぎます江ノ浦高架橋の工事が終わっておりまして、現在、ランプの部分の工事を進めている状況でございます。

このランプでございますが、供用を図るため、国と県が分担して施工しておりますが、国の工事につきましては、昨年8月の地元説明会の実施、工事用道路に続きまして、地盤改良、それから橋梁の下部工を実施している状況でございます。

また、県はランプの改良工事を既に発注済みでございまして、掘削などを今後実施する予定としております。

今後も地元阿南市と連携を図りまして、一日も早いこの区間の暫定供用に向けまして、事業を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

松崎委員

最後、お願いだけしておきます。

平成19年だったということで、月日がたつのは早いものであります。

地元事情など、いろんな困難があることも仄聞しておりますが、ここまで来たら暫定供用、本格供用を含め、一日も早い供用開始を要望しておきたいと思えます。

元木委員

最後の委員会ですので、地元の話も含め、確認をさせていただけたらと思えます。

まず、私がこのたびの本会議で質問させていただきました地元の県道三加茂東祖谷山線の改良等につきまして、お伺いしたいと思っております。

この道路は、北岸にあります県道丸亀三好線と並びまして、地元の東みよし町の背骨としての効果が期待されている道路でございます。

こういった中、東祖谷側におきまして、このたび落合トンネルの起工に加え、4校あった小学校が1校になるなど、いろんな変化が起こっているような地域でございます。

特に、この県道については、落合集落という徳島県の観光地の1つの拠点に接続する道路でもありまして、今後、この県道の効果を最大限に引き出すような取り組みをしていただきたいと思っております。

そこで、一般質問におきましてバイパスを整備していただくというような御答弁をいただいたわけですが、この県道における現在の取り組み状況と今後の見通し等について、まずお伺いたします。

百々道路整備課長

ただいま県道三加茂東祖谷山線の整備状況と今後の見通しということで御質問いただきました。

今議会において、三加茂東祖谷山線の加茂地区におけるバイパス整備について御質問いただきまして、この区間の500メートル、ちょっと地元の話でございますが、出口橋周辺の人家連担地域を通過するバイパスにつきまして、来年度から測量に入るというお答えをさせていただいております。

三加茂東祖谷山線は東みよし町の加茂を起点としまして、三好市東祖谷にわたる総延長37キロメートルの県道でございます。現在の整備状況でございますが、改良率が約21%と整備が非常におくれている状況でございます。その中、改良につきましては、昨年8月、西庄地区におきまして300メートルの整備を完了したところでございます。

まだまだ整備がおくれておりますが、今後、適切な管理を行いながら、落石対策等について進めてまいりたいと考えております。

元木委員

先に落石対策のほうもお答えをいただいたわけですが、私もたまにこの道路を走らせていただいておりますが、落石と土砂が道路上に崩れており、一般の素人の方にとっては大変走りにくい部分が残っていると思っております。

東祖谷のほうと三加茂を結ぶ道路は三好市の市道になっているということで、県が直接関与できない部分もあろうかと思えますが、やはり県道の効果を生かすという観点から、市のほうへ働きかけ、改良で拡幅すべき箇所もたくさんありますが、今できている部分を有効に使っていただく取り組みをお願いしたいと思

ておるわけでございます。

これは丸亀三好線のほうも同様でございます。香川県側と積極的な連携をとりながら、効果的な道路整備を進めていただきたいと思います。

本会議でも申し上げましたとおり、コンクリートから人へということで、かなり公共事業の方針が大きく転換している中でございますが、少なくとも必要な部分、要望の強い道路の整備というのは積極的に進めていただきたい。

一方、際限のない道路整備というのは批判を浴びていて、山奥に何十年もかかってようやくつながるような農道、林道というのは、見直さなければならぬと思っております。

しかし、少なくとも今やっけていただいている道については、走りやすい快適な整備を進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、吉野川河川整備計画に基づきます吉野川上流の築堤の関係について、御確認させていただきたいと思っております。

この問題につきまして、県土整備委員会で視察等の箇所にも入れていただき、地元の加茂第一箇所の整備スピードはかなりアップしております。

地元の方も吉野川の整備、堤防の整備をいかに地域振興に生かしていくかということに関心を持たれておりまして、周辺の運動公園の整備にもっと力を入れてほしい、木を植えてほしいといったいろんな要望があるわけでございます。

一方、次に予定されております吉野川第二堤防につきまして、いつの着工になるのかといった話を地元の方から多々お聞きしておりまして、これは30年をめどに着手可能であるという話は伺っているといつもお答えはさせていただいておりますが、吉野川上流の堤防整備全体の中で加茂、半田、脇町あるいは西井川など、たくさん待ってる方がいる中で、今後どういった整備を進めていくのか、現状の取り組みと合わせましてお伺いをいたします。

松野流域振興課長

ただいまの加茂第二箇所の御質問でございますが、下流側でございます加茂第一箇所につきましては、現在、支川の山口谷川との合流点の護岸や樋門などの工事が実施されているところでございます。

今後の見込みにつきましては、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所から、来年度の予算をもって事業が完成できるよう予算要求を行っていると聞いております。来年度は、堤防の完成に向けた工事の進捗が図られるものと考えております。

続いて上流側の加茂第二箇所でございますが、平成22年度より工事着手に向けた調査などが実施されております。今年度は、加茂谷川に流れ込む支川に設置する樋門の概略設計が行われていると聞いております。

今後の見込みでございますが、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所から、来年度は工事着手に向けた用地調査を実施する予算を要求していると聞いております。

加茂第一箇所の完成後、引き続き加茂第二箇所に工事着手していただけるものと考えております。

元木委員

このたびの請願についても、県の町村議会の議長会のほうから加茂第一、加茂地区も含めた吉野川上流の河川整備を積極的に進めていただきたいという旨の要望があったわけでございます。

地元関係市町村におきましても、年1回以上関係者が集い、吉野川上流の築堤をどう進めていくのかといったことを議論しているわけでございます。

これまで、市町村ごとに直接国のほうへ陳情するというスタイルが主流だったわけですが、そうではなく、吉野川上流の関係市町村が一緒になって要望していくような意見もございますので、計画的かつ着実な予算執行につながる取り組みをぜひ県が音頭をとっていただくようお願いしたいと思います。

特に地元のことでございますので、加茂地区につきましても一日も早く着工できますようお願い申し上げますとともに、吉野川に流れ込みます稲持谷川の谷の補修など関連のいろんな要望がございますので、あわせて進めていただきたいと思っているようなところでございます。

さらに加えて言いますと、この堤防の整備に伴い、吉野川の川の流れが変わってきているというような指摘もございますので、こういった点についても研究していただき、何か改良点があれば、整備などを進めていただけたらと思います。

最後に、先般の事前委員会でもちょっと触れさせていただきましたが、木造住宅の耐震リフォームの助成金の件について、1つお伺いしたいと思います。

先ほど、扶川委員のほうからも少しお話があったわけですが、この事業については、太陽光発電等のエコの関係、バリアフリーのリフォームなどとあわせて行っていただくということで、大変有意義な事業であると思っているわけでございます。

一方、この耐震改修を進めるのはよいことではありますが、例えば津波が来たとき、津波浸水区域のお宅の方がこの助成事業を活用し、実際リフォームをされた場合、津波などに対応した耐震改修ができるのかといったお話もあるのではないかと考えております。

資料でいただいております第二次徳島県住生活基本計画の案を見させていただきますと、やはり高齢者の方のお宅が大変ふえているようでございますが、住まいの変化に対する意向という部分において、住み替え改善意向のある人の計画実現に当たっての問題点として、預貯金、返済能力が不足しており、なかなか踏み切れないという方が33.8%いるデータもあるようでございます。

つまり、移転をしたいと思っても、なかなか費用の面、経済的な面からできないという方が実際たくさんいらっしゃると思います。

これからの県の取り組みの方向性といたしまして、そういった移転をしたいという方がしやすいような取り組み、または実際住みなれた地域に残って生活をするため、住宅の安全性が確保できるような取り組みとあわせて進めてもらいたいと考えております。

つきましては、この津波浸水区域の方に対する取り扱いをどのようにされるのかお伺いいたします。

松内耐震化戦略担当室長

住宅の耐震化リフォームにつきまして、津波浸水が予想される区域内においてどういう対応をしているかということでございます。

この住宅の耐震化につきましては、大きな地震が発生した際の揺れによります窒息、圧死といった人的被害を低減いたしますとともに、消火や緊急活動の妨げとなる建物倒壊による道路閉塞を防ぐことを目的として実施しております。

津波被害が予想される地域においては、いち早く逃げる必要があり、耐震化も重要ということから、全国的に揺れによる被害を防ぐために行っているところでございます。

しかし、今回の東日本大震災でも甚大な被害をもたらしました津波被害に対し、この耐震化のみで対応というのも無理がございますので、ほかのいろんな支援メニューとあわせて、総合的に対応していく必要があると考えております。

浸水区域における耐震化支援以外の具体の取り組みについては、現時点では特にありません。

元木委員

津波区域に特別な取扱いとは想定されていないということで、地震が起こった場合、すぐに逃げられるように補強するんだというお考えなのかなと思っているところでございます。

この基本計画の中でも、三連動地震への備えという部分で記載していただいております。徳島県で例えば震度5強から6強の強い揺れが2分から3分続くと予測されており、最大で死者4,300人、建物全倒壊棟数約4万9,700棟にも及ぶ甚大な被害が発生するものと予想されています。そのような記載はあるわけですが、このリフォーム工事業自体がより効果的になりますように、津波浸水区域の方の御意見等を聞き、地震だけでなく、津波対策についてもぜひ積極的に光を当てていただきたいと思っております。

あと、太陽光発電の部分も今回のリフォームとあわせて入れてありますが、この太陽光についても国のほうの住宅の助成事業というのがかなり功を奏してきておまして、飛躍的に導入件数がふえているように私自身も地元のほうでも感じているところでございます。

新年度において、1件当たりの助成費用を低減するというので、件数をふやす分、1件当たりの補助件数を減らすというような話を伺っており、私個人の意見といたしましては、こういった補助制度のやり方は、自然エネルギー立県とくまの実現に向けて中途半端であるような気もいたしております。

むしろ、太陽光発電システムをある一定の要件を満たすような住宅については義務づけるなど、建築基準法の改正にもある程度つなげていけるような取り組みについて、国に対して地方の意見を積極的に伝えていただきまして、新しい住宅政策の柱として、こういった耐震化の問題に加え、エコ住宅の整備促進ということで、ぜひ県のほうからも取り組んでいただきたいと思っている次第でございます。

また、私が本会議で申し上げました空き家の改修につきまして、今回は過疎地域、中山間といった部分での取り組みを申し上げたわけですが、これからは都市部の空き家についても考えていかなければならないと思っております。

ぜひ、空き家を改修するメリット、コストといったいろんな観点から分析をしていただき、例えば100万円なら100万円、空き家に対して本県が改修し、それで住宅やホテルを建てる件数を減らすことができるのであれば、それはそれで効果的なやり方だと思っております。

都市部との交流、あるいは地域活性化の起爆剤として、空き家の改修というのも住宅政策のこれからの大きな柱と位置づけていただければと思いますように要望いたします。終わります。

丸若委員長

それでは、午食のため休憩いたします。(12時05分)

丸若委員長

再開します。(13時18分)

木南委員

善入寺島について、若干お聞きしたいと思います。

まず、何で善入寺島かといいますと、私自身、阿波市にたくさんの友人がおりまして、その友人から善入寺島に関する陳情があるわけです。平成16年の台風23号で橋まで流され、去年の台風12号、15号で大きな被害が出たといわれております。

県として、善入寺島の現状、どのような認識を持たれているかお聞きしたいと思います。

松野流域振興課長

善入寺島の現状と認識ということでございますが、善入寺島は昭和2年までの吉野川第1期改修において、河川区域というか堤外地となりました。それまで約500戸だったと思いますが、3,000人が住む500ヘクタールの川中島であるということで、現在、非常に優良な農地として占用されているというところでございます。

昨年の相次ぐ台風によって、剣先といわれる最上流部が被災し、現在、国において災害復旧が行われているところでございます。

先ほど委員のほうからもございましたように、これまで平成16年にも同様の被害を受けたところでございます。

地元阿波市、吉野川市などを初めとする関係者から、そのたびに要望が出ておりまして、その中に吉野川の流れが変わってしまっている、土砂の堆積がひどいということで、北岸のほうへたくさん流れていき、南岸にある麻名用水等の取水口に入りにくいいため、堆積について河床整正をするようにという要望が出ております。

木南委員

今言われたような話だろうと思います。昭和2年まで500戸3,000人が住まわれているということでございますが、今は農地オンリーで400から500ヘクタールぐらいあるのかな。徳島ブランドという農産品がたくさん生産された非常に大事な土地にもかかわらず、平成16年、あるいは昨年度、大きな被害があったということでもあります。

今課長から答弁があったように、やはり最大の原因は河床が上がってきたことではないのかなと思います。直轄河川でありますので国土交通省がされたと思うのですが、平成16年以降、河道を若干改良したところもあり、県も幾らか意見を言われたと思います。

その後にとられた方策というのをお聞かせいただきたいと思います。

松野流域振興課長

その後にとられた措置といたしまして、私の認識としては、剣先のところの復旧と河床整正を行ったという程度でございます。

木南委員

認識していただいたら結構ですが、ここの現状というのは、上流から流れてきたバラス、砂が河床に埋まっているのではないかと思います。

今、建設骨材のみに使うという規制がかかっております。昭和40年代の万博前後、私の地元である名田橋周辺には、非常に膨大なバラスや砂があったのですが、高度成長にあわせてむちゃくちゃ取って、大阪周辺に運んだということがありました。当初、水が流れてないところを取る予定だったのですが、川道の中まで取ったり、サンドポンプまで入れて取ったということで、現状の河床が非常に深くなったと思います。そのおかげで河川管理者は苦勞されていると思います。

正法寺川という川があるのですが、ここはわき水により水が確保されていたのですが、吉野川本流の河床が下がったおかげで地下水がなくなったという現状もあり、今、水の確保について非常に苦勞しています。

その後の規制により、下流側の名田橋周辺の川の流れているところについては、以前より随分浅くなったのではないと言われるほどたまっているわけです。

第十堰より下を規制していましたが、吉野川全体を規制したものですから、善入寺島周辺も今規制がかかっていると思うのですが、吉野川のバラス、あるいはそれ以外の直轄河川のバラス、砂についての規制というのはどのようにかかっていますか。

松野流域振興課長

河川の砂利等については、原則的には骨材等に使うということで、一般的にはかかっているというところでございます。ただ、5年前からやっております手入れ砂等については、今回発表したとおり特別に了解をいただけるということでございます。

木南委員

今、手入れ砂の話がありましたが、吉野川については例外的に手入れ砂を採取してもよいという許可が出たとの話ですが、皆様方の御努力に敬意を表するところであります。

それ以外の直轄河川のバラス、砂の規制というのはどのようになっていますか。

松野流域振興課長

それ以外の規制については、ちょっと認識しておりません。

木南委員

私が調べたところによりますと、結局、建設骨材以外は使ってはならないということではないかと思いません。

例えば、河川保全のために蛇かごをつくるのですが、あの金網の中にグリ石を入れるわけで、この吉野川、あるいは周辺でさえ川のグリ石は使ってならない、山の採石を使いなさいという現状があるのではないかと思います。

県管理河川等の蛇かごについて、どのようなグリ石を使っていますか。

秋月河川整備課長

河川砂利につきましては、先ほど御指摘があったように、昭和49年ぐらいに国が策定した河川砂利基本対策要綱ということで、原則としてコンクリート骨材として使用し、特別な理由のない限りは他の用途に使用しないというような用途規制を徳島県の県管理河川でも行っております。ただ、例外的に災害復旧事業などで、その付近の利用できる物を使うことはあろうかと思えます。

県管理河川のほうの砂、バラスの用途規制についての対応ということですが、実は県管理河川でも最近3年間、コンクリート骨材としての砂利採取は3件ぐらいと非常に少なくなっており、河川の異常堆積が見られるところがあります。

これにつきまして、適正な流下断面の確保を図るため、例えば民間事業者にやっていただくといった用途規制の緩和、これにつきましては維持管理コストの縮減が図れます。

それから、他の用途に使用を拡大することにより地域振興や産業の活性につながるということで、用途規制の緩和についても検討していくということを昨年9月の本議会のほうで答弁したところでございます。

木南委員

県管理河川についてはだんだん前向きになっていると思うのですが、直轄河川については直轄が管理するんだという一つの背景があります。

しかし、善入寺島等々については、徳島県の県土保全にとって大きな問題だと思います。

今問題なのは、結局流下が進み、河床が上がったことによる異常堆積があるにもかかわらず、昔の法律で管理していることです。

例えば、学校の校庭あるいはグラウンドなどに香川県産の真砂土を入れています。あれは徳島の砂を使ってはいけないという一つの規制があり、香川県産の真砂土を使っているため、値段が非常に上がる。向こうも規制していますから。それだけでなく、真砂土というのは花崗岩の風化物であるため、運動する子供たちにとって優しさがありません。河川の砂を使うことで、体や自然にとって非常に優しいかもしれないので、異常堆積のバラス、砂等を有効利用をすべきではないかと思えます。そのことについてどう思いますか。

松野流域振興課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

県産材を使っていくということについて、国に対して強く働きかけてまいりたいと考えております。

木南委員

これは直轄だからということで、見守るだけでなく、やっぱり強い気持ちで国に対して提言をしてほしいと思うのですが、河川局長、1つ意見をいただきたい。

河口河川局長

適正な流下断面を確保するという点において、県管理河川であろうと直轄河川であろうと同じような方策を研究、検討していかなければならないものと考えております。

昨年、質問に対してお答えさせていただきましたように、県管理河川につきましても河床の上昇などいろいろございまして、その後研究しなければならない時期に来ていると思っております。

善入寺島については直轄河川であります、さまざまな問題が生じてきていると我々も認識しておりますし、常日ごろ国のほうに対してもそういうことを申しておりますが、改めて同じ観点に立ち、要望してまいりたいと考えております。

木南委員

地産地消というのは食べ物だけではありません。

我々の業界用語では横持ち料というのですが、運送コスト等も考え、そういうことについての地産地消も考えていくべきだと思います。

河川管理についても直轄、県管理とありますが、県土の保全ということを第一に考え、今みたいなゲリラ豪雨等々が多発する中、やはり現状、時代に則した解決方法を探っていかなければならないと思います。

もう一つ、予算が少ないのはわかるのですが、今、県としてもいろんな橋梁等の延命的な施策に対して非常に力を入れているのですが、河川に生えている木について非常に気になります。どのようにされるのか、お聞かせ願いたい。

松野流域振興課長

河川内に生えている立木でございますが、非常に見苦しいところもあり、また洪水等による影響もあるかと思えます。

ただ、国土交通省四国地方整備局徳島河川事務所におきましては、一部伐木し、その木を利用してほしいということで、河川敷に置き、持ち帰りをお願いしているところでございます。予算が厳しい中、そういうふうにして、いろいろ工夫していると認識しております。

今後もそういう工夫を続けていただいて、影響のあるところについては、できるだけ伐木なり伐採していただけるよう要望してまいりたいと思います。

木南委員

結局、県土保全ということからいいますと、直轄河川につきましては、やはり国とよく相談する、あるいは徳島県からも提言をする、県管理河川につきましては、相談をしながら県土保全に知恵を出してほしいということをお願いして私の質問を終わります。

重清委員

きょうがもう最後ですので、2点だけ聞きます。

今、最後のほうで河川の話が出て、国土交通省のほうは雑木の持ち帰りを実施しているとありましたが、バラスの場合はいけないのですか。

これについて直轄河川、県管理河川はどういうふうになっていますか。

秋月河川整備課長

河川砂利の用途規制ということで、基本的にはコンクリート骨材に利用すると認識しております。

ただ、先ほど少し答弁させていただきましたとおり、用途規制の緩和について、現在、県のほうで検討しております。

具体的に言いますと、他県の取り組み事例の収集、分析、それから海部川では去年異常堆積で浸水被害が起こり、しかも前から砂利採取を行っていたところであったため、ここの堆積状況についての測量調査を実施しております。

重清委員

いろいろ検討していただいているわけですが、木は財産価値がなく、バラスなどは骨材として財産価値があり、外に出した場合、国管理にかわるということで説明を受けたのですが、今、財産価値がなくなっているのであれば、木と同じように国と話ができないのかなと思いました。

これがお金になるのだったら、材木と同じように砂とかバラスを外に出し、今、民間は絶対だめと言いますが、一緒に使ってもらったらどうなのか、同じではないのかなと思います。

もう財産としての価値はなくなっていると思うのですが、これについて国と協議をしたことがあるのか、今からするのか、どうでしょうか。

秋月河川整備課長

確かにコンクリート骨材としての需要がなくなってきているということで、価値が減少しているかもしれません。

用途規制の緩和について、今後詰めて検討するのですが、まだ国のほうと財産的価値に関する協議はしておりません。

しかし、いずれにしましても、河川の流下断面の確保という観点から、柔軟に対応していくべきでないかと考えております。

重清委員

流下断面は確保していただきたい。集中豪雨などにより極端に深いところ、浅いところができますので、その対策も本当はとっていただきたいのですが、放置され、たまるところはたまりっ放しになっています。昨年の台風災害から半年たったわけですが、川はおそらくそのままでしょう。河川に対しては、今から田植えを

初めとする水関連のいろいろな問題が出てきます。触れる時期はありますが、対応は少し遅いように思います。去年の台風でつかって、今もたくさん堆積しているところなどを対応していただけるかどうかお伺いします。

秋月河川整備課長

特に海部川では、笹無谷という合流点で道路の冠水がありました。また、少し上流で家屋の浸水被害もありました。そこで、合流点付近の河床整正、これを一応実施させていただきました。それから、その付近での河床掘削、これについてもこれから実施しようと考えております。

重清委員

先ほど木南委員がおっしゃったように、河川管理について抜本的な対策を早急にしていただきたいと要望しておきます。もう今の集中豪雨に耐えられるような河川管理ではありません。木の問題も一緒です。国管理は国がやるのなら、県管理は県がやるのですか。国がやったように外に出し、持って行ってもらうといったことを今年度、県管理河川でもやる予定があるのかどうかについてお聞きしたい。

秋月河川整備課長

用途規制の緩和として、コンクリート骨材だけでなく、他の用途に使ってもらう、必然的に外に出すということになると思いますが、先ほど申しましたように、各県の事例の収集、それから具体的にどこが多く異常堆積しているかといった測量調査を実施しますが、それについては、やはりいろいろ枠組みが要ると思いますので、できるだけ早くその枠組みを整理し、結論を出したいと考えております。

重清委員

今聞いたのは木ですよ。直轄河川の木を切っておいて、必要な方は持って行ってくださいと国は取り次ぎをしているのでしょうか。今年度、こういうことを県管理河川でもやるのかお聞きしたいのですが。

秋月河川整備課長

失礼しました。木のほうですね。現在、県管理河川のほうでは、そういう取り組みはしておりません。流下の障害となるような樹木の伐採については、適時、緊急性を考えながら実施しておりますが、今提案がありましたようなことも今後検討してまいりたいと考えております。

重清委員

十分検討の上、実行していただきたいと要望しておきます。

次、海部道路についてお聞きしたいと思います。先週の代表質問で岩丸議員が質問し、知事のほうから早急に国に対し、県としてのルートの設定などを提言をするとのことでした。早速、きのう、国土交通省等のほうへ早期事業化を求める提言書を提出していただき、厚くお礼申し上げます。知事を初め、海野政策監補、そして県土整備部の皆様、ありがとうございます。

しかし、内容を見たら、松茂町のインターチェンジにできるスマートインターについては、早くやらなければならないと前田国土交通大臣は言っていますが、いろいろ要望している中、海部道路についてはどういう理解、感触だったかというのがちょっと載っていないので、状況を教えていただけますか。

納田道路総局長

きのう、知事と一緒に道路局長、国土交通大臣のほうへまいりました。そのときの感触でございますが、知事のほうから海部道路の必要性について十分に説明を申し上げまして、国土交通大臣のほうからわかったというお返事をいただいたところでございます。

重清委員

今まで長い活動をしてきて、やっと一歩前に出たのかなと思います。

けさも県土整備委員会に来るまで、穴喰から国道 55 号を運転してきました。浸水マップといいますが、浸水高も出ましたので見てきましたが、牟岐町以南の約6割が津波浸水予測地域を通過、迂回路はなしとなっています。

想定でどこがつかからないのかなと思ったら、穴喰から出て、ちょうど前は大手海岸、ホテルリビエラしきいがあるところですが、あのあたりもすべてわかります。

そこから北に向かうと 1.5 車線の坂道になっていて、そこは恐らくつかからないと思いますが、そこを過ぎると、遊遊NASAがある高台のところの道路は残りますが、那佐はまたすべてわかります。

ということで、たしかそういった高台、坂道の四、五キロメートルのところだけにつかからず、海陽町内のあとの国道 55 号はすべてわかります。このような状況であるため、今、仮にも津波が来ますと、どうしても孤立します。

那佐の場合、すべて 10 メートル以上の津波が来ますので、国道 55 号は恐らく孤立化しますということを経済交通省のほうへ出してありますし、その対策として、何とかして隣の町の病院へ行けるような道や迂回路がほしいとずっと念願しておるわけでございますが、このままでは本当につかかります。

これから 2013 年度予算を要求していると思いますが、1 年あります。県としてどのように取り組んでいくのか、これからの活動内容についてお伺いをいたします。

杉本直轄道路推進担当室長

ただいま、委員から海部道路についてどのように取り組んでいくのかとの御質問でございますが、阿南安芸自動車道のルート選定は、本来、事業主体が国でございますので、その役割は国でございます。

しかし、桑野道路、福井道路は国にすべて任せるのではなく、施工区分における県としての役割分担の提言、それから事前の都市計画決定などの積極的な取り組みが、結果として新規事業化につながりました。

海部道路につきましても、今回のようにできることはすぐにも取り組むという姿勢で、1 月に公表されました東海、東南海、南海の三連動地震の暫定津波浸水予測図などによりまして、基本的な考え方、配慮する事項を整理し、きのう知事みずからが県独自のルート案を国に提言したところでございます。

今回の提言に掲げました海部道路の基本的な考え方、またルート案につきましては、国で検討されるル

一ト案に対しても十分配慮していただけるものと考えており、今後国から示されるルート案につきましても、県が地元町と連携し、地域住民の方々の合意形成に努めるなど、先導的な取り組みを進め、早期事業化のための道筋をつけてまいりたいと考えております。

重清委員

国のほうでも今年度中ぐらいにルートを出してくれるということですか。

杉本直轄道路推進担当室長

県におきましては、海部道路のルートの検討についてできるだけ早く国に進めていただくため、12月21日、県独自でマグニチュード9クラスの地震が発生した際の浸水想定図を報告し、直ちに国土交通省のほうへ資料を届け、概要を説明しております。

また、1月20日の震災対策会議におきまして、暫定津波浸水予測図が報告され、それを国土交通省のほうへ直ちに資料提供している状況でございます。

できるだけ早くということで、今回、国に提言させていただきましたが、これを機に国におけるルート選定はスムーズに行われるものと考えております。

重清委員

美波町からの35キロメートル区間について、今までのような片側2車線の4車線、それから自動車専用道路ではなかなかつかないということで、現道の活用とかいろいろ言ってきたのですが、県として今の状況で現道活用の考えを持っているのですか。先ほど言いましたように、暫定津波浸水予測図でつからないのは山道だけです。今まででしたら、浅川のところのような直線の現道を活用すると言っていたのですが、全体的にところどころしかつかないところがある中、まだ現道活用というのは生きているのかどうか、県としての考えを教えてください。

杉本直轄道路推進担当室長

海部道路は現道を活用するのかという御質問でございますが、まずルート選定の基本的な考え方としては、県道とは別の速達性の高い自動車専用道路でお願いしたいと考えております。

ただ、現在、牟岐町では牟岐バイパスが整備されつつありますが、これについては活用していただきたいと考えております。

重清委員

必ず事業化できることを期待し、信じておりますので、一日も早い事業化を強く要望して終わります。

嘉見委員

海部道路ということで、昨年度は桑野道路、今年度は福井道路ができ、すばらしいと思います。

しかし、今の新直轄道路が一向に進まない、見えてこないと6月議会で質問をさせていただいたので

が、あれからあんまり変わっていないというのが現状です。

多分、皆さんが用地交渉に入っただいただいているのだらうと思うわけですが、桑野道路、福井道路について、同時にかかったりするようになるのですか。まだ海部道路について言うのはやめておきますが。

杉本直轄道路推進担当室長

ただいまの新直轄道路、桑野道路について、同時に着工できる予算を確保できるのかとの御質問ですが、まず三連動地震を初めとする地震の発生時、緊急輸送道路となる四国8の字ネットワークが大きなミッシングリンクを抱えている状況でございます。

特に県南地域における防災力、これをネットワーク機能で早期に確保するというのが最優先課題であるという考えのもと、阿南安芸自動車道路の整備促進を県政の最重点項目として積極的に取り組んでいる状況でございます。

先ほど申しましたように、桑野道路、それから福井道路と2年連続で政府予算に盛り込まれ、昨年7月に開通しました日和佐道路を含めまして、美波町までやとつながる感が出てまいりました。

本県では、これまで防災機能の評価、災害に強い広域ネットワークの構築などを提言しておりまして、全国ミッシングリンクの整備が平成24年度の予算の重点項目とされた状況で、現在、阿南安芸自動車道が追い風の状況にあると認識しております。

これを機に、三連動地震における被害が大きい地域の道ということで、先ほど質問がありました海部道路についても、きのう提言したところでございます。

阿南安芸自動車道が、救急救命や災害発生時の命の道として、また農林水産や観光振興、県南地域の活性化においてなくてはならない道路でございますので、今後とも国に事業の必要性を強くアピールし、三連動地震により著しい被害の想定される地域において、戦略的な重点投資を行う新たな事業の創設、また地方負担の軽減など、必要な予算の確保、それにつながるような新たな施策につきましても、引き続き国に提言し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

嘉見委員

県南の道路については、防災関連で追い風になるというような御答弁であったと思うわけですが、現実、新直轄道路などを見ておきますと、なかなか進んでこない気がします。桑野、福井、まして海部まで行くのに何年かかるのだらうという思いがするわけです。

この前の11月の国の補正について、少し文句があり言ったのですが、徳島県に150億円ぐらいの国直轄事業があつて、河川に90何億円、港湾に30何億円、結局、道路はたったの5億5,000万円といった感じで、県南の道路、なんかパフォーマンスでやってるだけで、本当に進んでいくのかなと心配をするのは私だけではないと思います。

桑野、福井といつても、今の新直轄道路、また阿南道路の進みぐあいを見ていると、とてもではありませんが、これはいけないという気がしてなりません。

結局何が悪いのか、お金がつかないのか、用地ができないのかとなってくるわけですが、今の新直轄道路自体の予算は、大体どれくらいついているのですか。

杉本直轄道路推進担当室長

現在の新直轄道路に対し、事業費がどのぐらいついているかという御質問でございますが、現在、新直轄道路については、小松島インターチェンジから阿南の間を精力的にやっている状況でございます。その間、約 35 億円で実施している状況でございます。

嘉見委員

35 億円ですか。この前、補正がなかなかつかないではないかと大分やりあったのですが、なかなかうまくあいにいかないなという思いがしております。

桑野、福井ということで、この 35 億円のほか、余分に予算がつくということはあるのですか。

杉本直轄道路推進担当室長

桑野、福井道路ということで、現在の新直轄道路の予算の上に余分がつくのかという御質問でございますが、先ほども申しましたように、新直轄道路、桑野道路、福井道路、ひいては海部道路と、やはり必要な道ということで、つくというよりも何とせよつけていくという努力をしなければならないというふうに考えております。

嘉見委員

皆さんの御努力に対して礼を言わなければいけないところですが、なかなか進まないなという思いがしております。朝、松崎委員が言っておりました橋のところにしても、あれだけかかっている。まだ、きょうはああいう答弁をしていましたが、それ以南にもまだ残っています。また、これも何回か言いましたが、新那賀川橋の4車線化。昨年、新聞にかかるのではないかというお話が出ておりましたが、新那賀川橋の4車線化についてはどういった進捗状況ですか。

杉本直轄道路推進担当室長

阿南道路の那賀川橋についての御質問をいただいております。

那賀川大橋ですが、那賀川大橋を含む阿南市那賀川町中島から阿南市西路見までの約2キロメートルの区間、これは平成5年度に供用されました那賀川大橋、桑野大橋、それから原ヶ崎高架橋、この3つの橋梁があるわけでございます。

まず阿南道路でございますが、きょうの午前中に御質問もございましたように、現在、津乃峰から橋の間の約 1.7 キロメートルについて、早期暫定供用ができるよう改良を進めているところでございます。これについては、現在整備中の区間の進捗が少し見えてきたのかなということでございます。

那賀川大橋のところは非常に激しい渋滞が発生しておりますので、那賀川大橋の4車線化工事についても着手していただきたいということで、昨年 12 月、知事から四国地方整備局長に対して要望したところでございます。

また、こちらのほうもできるだけ早く着工をしていただきたいということで、さらに国のほうへ要請してまいり

たいと考えております。

嘉見委員

新那賀川大橋の4車線化というのは、もう何年も前から言っているわけですが、今回、日亜化学工業株式会社がございまして、急激に人数がふえており、渋滞しております。ということで、今回も国の直轄の補正額によりますと、日亜化学工業株式会社のある河川敷に30何億円つくわけです。

しかしながら、新直轄道路は年々30何億円しかつかない。そこで、いつも言っているのは、津波が来たら逃げるのが一番です。堤防ではなく、道路をつけて逃げるようにしたいのになと私どもは思いますが、なかなか思うようにはならない感じがするわけです。

そのお金で橋がつけられるのではないかという思いでございますので、住民の思いが国に届くようなことを県から言っていただきたいと思うわけです。

政策監補、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひますが、どうですか。

納田道路総局長

私、きのう国土交通大臣のところへ参りまして、知事のほうから徳島県の現状をお伝えし、国土交通大臣もよくわかったというような答えをいただいております。

今、室長のほうからお伝えしましたが、なぜ予算が厳しい中、県が次々と道路を要望していくのか、私どもの考えをお伝えしたいと思います。

県としましては、今後県南地域において、津波などにより大変な事態に遭遇すると考えております。

今、東日本大震災が起きまして、日本全体で防災対策という観点から、本県にとって高速道路の整備は非常に追い風の状況であるということを説明させていただきましたが、限られた予算の中、新規拡大してというお話もあろうかと思いますが、河川の整備計画におきまして、整備計画をつくることによって、今回も非常に大きな補正予算額がつかました。

桑野道路、福井道路、ましてや海部道路というふうに新規の箇所を拡大して、県としていつでも受け入れる状態にあるということを伝えるのが大事ではないかと考えております。

確かに、限られたパイの中で薄まるのではないかと御懸念はあろうかと思いますが、まずはそういう県としてのできることをやっぺいこうという考えでございます。

あと、先ほどもございました、住民の立場に立った予算配分、要望ということでございますが、これにつきましては、毎回、毎年度、知事を先頭に、住民の方の立場に立った要望、政策提言をさせていただいております。

確かに、今、国や県全体の予算が厳しい中、なかなか思いどおり進まないところはあろうかと思いますが、私どもも県民の方々の気持ちを十分に酌み、国のほうに伝えてまいりつゝもりでございますので、何とぞ御理解をよろしくお願ひします。

嘉見委員

よろしくお願ひします。

それとあと一点、工事などいろいろなものに最低制限価格というのがあるのですが、今、三好病院などでは、1億3,000万円の設計の予算に対し、3,000万円で落札しました。

こういった設計業務に対しての最低制限価格はどのようになっているのですか。

七條建設管理課長

ただいま、委員のほうから委託業務に係ります最低制限価格制度の適用についての御質問をいただきました。

現在、土木または建築などの土木コンサル業務につきまして、1,000万円までの業務委託に最低制限価格を設定し、適用しているところでございます。

また、建築業務につきましては、今年度2,000万円まで拡大いたしまして、最低制限価格を設定し、執行しているところでございます。

御承知のとおり、極端な低価格のダンピング受注による労働者の賃金などへのしわ寄せなどが懸念されることから、県土整備部といたしまして、工事または設計業務などの委託業務に最低制限価格制度を設け、運用しているところでございます。

このほか、測量、調査業務につきましても最低制限価格を設定しまして、極端なダンピング受注がないよう適切な執行に努めているところでございます。

嘉見委員

設計というのは一番大事なところでないのかなと思っておりますので、余りにもダンピング競争が激しいというのでは、やはり県民の皆さんが信頼できないと思います。

私は建築業に携わっていたのですが、設計事務所が線一本でもかいたら、すぐに100万円、200万円要ってしまうわけございまして、非常に大事な仕事をそういった3分の1、4分の1でとるとのこと自体をなくしていただきたいと思います。

どうか、いろいろと検討していただくようお願いいたします。

樫本委員

本年度、最後の委員会でございます。

私からもちょっと何点かお聞きしたいと思います。

午前中の冒頭の説明の中、徳島県県営住宅集約化PFI事業実施方針概要版について説明をいただきました。

この事業の中で、集約化対象団地が12団地645戸、そして事業箇所が3団地の合計300戸ということですが、この12団地をこれからPFI事業で進めていくということで、そのうちの3団地300戸について、平成24年度に実施するということがよろしいでしょうか。

黒島住宅課長

県営住宅の集約化事業についての御質問でございますが、委員のお話のとおり、徳島市内にあります県

営住宅について、耐震性がない、老朽化が激しい、それから敷地的に狭くてなかなか建てかえ等ができない12団地を名東(東)団地、万代町団地、それから津田松原団地の3団地に集約化するという事業でございます。

そこで既存の12団地でございますが、全体の戸数は645戸ございます。

そのうちには空き家等も含まれており、平成24年2月1日現在でございますが、入居されている戸数は383戸という状況でございます、集約化の計画戸数につきましては300戸を計上しております。

これは、昨年の夏、現入居者に対してアンケート調査等を実施し、新しくできる団地への御要望等も聞きまして、約70%強の方が集約化により新しく建設される場所へ希望するというので、そういうアンケート調査の結果をもとに300戸を計画して進めようとしております。

戸数としては現在の入居者を下回りますが、入居をされている方の中には、家賃が比較的安いほかの既存の県営住宅に移転希望される方もございますので、そういう県内における各県営住宅への住みかえ等のあっせんもあわせて、実施してまいりたいと考えております。

樫本委員

そうしましたら、この新しいPFIの手法を活用し、建設した県営住宅に入ると、賃料は変わるわけですね、高くなるのですか。

黒島住宅課長

新しくできます団地の家賃でございますが、現在の12団地の今年度の家賃が4,100円から1万5,000円で、平均1万円程度でございますが、新設団地の当初家賃につきましては、住宅の規模等によりまして変わりますが、相場といたしましては、従前の約3倍になると考えておまして、ちょっと具体的にお話ししますと、1DKですと1万円から2万円程度、2DKですと2万円から3万円程度というような状況になります。

県営住宅の建てかえ事業により、新たに入居する家賃が従前の最終家賃を超えるというような状況になるときは、入居者の方の家賃をできるだけ減額し、5年間徐々に家賃を引き上げ、スムーズに入居できるような方向で考えております。

樫本委員

約3倍になるのですね。新しくなるし、広くなるし、居住性もよくなるから仕方がないのかなと。1万円というのは極端に安すぎるなどは思ったのですが、このぐらいの賃料でしたら心配ないと思います。この集約化PFI事業というのは、昨年の5月にPFIの法律が改正されたのですね。これは、その新PFIの手法による事業ですか。

黒島住宅課長

今回取り入れるのは変更された新しい手法でございます、この手法により、県もBOTという方式、借上げ方式というのですが、建設して20年間、事業主のほうで管理し、その後県のほうに返していただくというBOTにつきましては、国のほうで新たにBOT方式を強化するというので、家賃対策補助についても強化さ

れましたので、今回、BOT方式を採用したということでございます。

樫本委員

要するに、これは建設期間が入っているから22年間の契約になっていますが、20年間の事業借地契約によって運営すると理解してよろしいですね。わかりました。

そうしますと、新しい賃料がおよそ3万円というお話でございましたが、その3万円というのは県に入るお金であって、維持管理業務を行う事業者は幾らぐらいになるのでしょうか。

黒島住宅課長

詳細というか具体的な金額については、今はまだはっきりしておりませんが、今回、2月補正におきまして、債務負担行為として全体事業費66億円をお願いしているところでございます。

この内訳といたしましては、設計から建設に関係します建設関係経費が約53億円、それから運営管理に関しまして約3億5,000万円、その他税金等で9億円ということであります。

施設整備にかかった費用につきましては、国庫補助を活用し、施設整備後に支払うということを考えておりました。それ以外の施設整備、先ほど申しました運営管理費等につきましては、20年間の事業期間で平準化をいたしまして、払っていくという内容になっております。

樫本委員

改正PFI法というのは、事業者が資金を用意し、運営管理も行うことと思うのですが。

要するに、県は用地を貸し、入居希望者のニーズにもきちんとこたえ、入居者を決める。

そして、建設、日ごろの管理、共益部分の管理、補修、家賃の集金といったことを事業者が行い、その中から県に使用料というか地代を払っていくという方式ではないのですか。

黒島住宅課長

失礼しました。

委員のおっしゃるとおりでございまして、県の予算の関係というか、支払いの関係と間違っておりました。大変申しわけございません。

樫本委員

安心しました。

要するに、県有地に事業者の物件として認め、建てた建物を担保に金融機関からお金を借り入れ、運営して集金も100%できると。今までの方法でしたら、賃料が十分入ってこない。しかし、それが確実に入ってくるため、採算性をよくするため、公費の負担も少なくするため、そして低所得者のための住宅も確保する。また、従来の県営住宅だったら、居住者のサービス向上が十分でないということで、充実した周辺施設なども提案をしていただき、それも物件として認め、収益を上げていただいてやっていこうという手法でしょう。これはまさに非常にいい制度です。ここまで県住宅が進んできた、今までは絶対こういうことはなかった。国の霞

が関から住宅課長が来て、物すごい抵抗勢力で頑張っ、絶対に低所得者のための住宅は公費で要ると言っ、焦げつきがいっぱいできた。今度はそれをなくしていこうという。これはまさに県土整備部住宅課の地方分権の1つの流れかなと心から歓迎をしております。これが地域の住民、県民、そしてこの住宅に居住される方々から支持され、全国から視察が来るような立派な周辺施設、例えばコンビニであったり、デイサービスのセンターであったり、いろんな居住に向けてバックアップする施設があると思いますので、そういったいい提案がある事業者を採用し、県住宅課の存在をしっかりと示していただきたいことをお願いして終わります。

笠井副委員長

私も1年ちょっと前に県議になり、県土整備委員会に入りまして、非常に厳しい叱咤激励、提案をしてまいりました。

しかし、皆さんは本当に優秀な集団でありますので、私が少し無理かなと思っていたことも、皆さんの力で解消していただいた。

特に、旧吉野川橋のアンダーパス、あるいは避難困難地区において、高速道路の上に避難所をつくるなど、少しずついろんなことを実現していただいております。

それから、海野政策監補にお礼を申し上げないといけないのですが、河川関係の3次補正予算について、本当に厳しいときに日本一の予算を徳島県に持ってきていただいたということで、これも感謝を申し上げたいと思っております。

今後とも県土整備事業が県民の安心・安全のために施策を考えていただけたらと思っております。

私も河川関係でいろいろ質問しようと思っておりましたが、木南委員から非常によくわかる説明をいただきましたし、また重清委員のほうからも質問をされておりましたので、少しだけ違う方面から質問したいと思っております。

このたび、今切川河口でしゅんせつすると聞いたのですが、何のためにしゅんせつするのか、どれくらいしゅんせつするのか、また、そのしゅんせつした砂は一体どうされるのかについてお聞きしたいと思います。

元木港湾空港課長

今切川河口のしゅんせつ工事についての御質問でございます。

昨年9月1日から4日にかけて本県に上陸しました台風12号によりまして、今切川の河口部、特に港湾の入口の部分でございますが、航路筋に土砂が埋塞し、船舶の航行に支障になるということで、この件につきまして災害復旧で対応しようということで進めてまいりました。

12月の災害査定でございますが、約6万9,000立方メートルのしゅんせつについて、事業費約3億4,000万円で認めていただいたところでございます。

従来から港湾の事業の中でしゅんせつした土砂を使っておりまして、今回の部分につきましても、さきの7月の台風で流失しました松茂の海水浴場などの海岸の養浜に使うということで、今進めております。

まず、松茂海岸の人工海浜につきまして、このうちの約2万3,000立方メートルを搬出する予定でございます。3月5日の入札公告に入っております。

残る約4万6,000立方メートルでございますが、侵食海岸であります阿南市の今津坂野海岸の養浜工に使用するため、地元調整を行っているところでありまして、調整が済み次第、工事の準備に入りたいと考えております。

笠井副委員長

詳しく説明していただいたのですが、御存じのように徳島県というのは、例えば鳴門金時が特産でありますし、また渭東ネギが全国的に非常に有名な商品でありまして、作付されております。

サツマイモに関する砂について、吉野川の砂を使わせていただいたりしているわけですが、この今切川河口、あるいは吉野川河口の砂というのは、本当にサツマイモあるいは渭東ネギに適した砂でありますので、できることならこの砂を使わせていただけないかというのが東部の農家の皆さんの気持ちです。

この砂を圃場に入れるというのは無理なのでしょうか。

元木港湾空港課長

今切川の砂を手入れ砂にということでございますが、我々港湾の事業では、やはり今でも公共事業間での転用ということを考えておりまして、海砂の使用の問題もございますので、港湾の埋め立て、養浜に使っております。

今切川の河口区域にあるということで、河川法の適用、用途規制のお話、手入れ砂に使用できるかどうかの物性の課題などもありまして、国や関係の部局との調整も図っていく必要があると考えておりますが、港湾としましては、養浜などの公共事業への利用ということで、残る部分につきましても地元調整を進め、工事に使用したいと考えております。

笠井副委員長

非常に気持ちはわかります。

先ほど、木南委員、あるいは重清委員のほうからほかの河川が埋まってきていることを聞き、そんなに遠いところへこれを運ばなくても、例えば南のほうであれば勝浦川、那賀川、海部川など、いろんな河川があると思います。こういう河川については河床が非常に上がってきて、災害時に危ないという懸念が出ているわけです。

そうすると、無理に今切川の河口の砂を南のほうへ運ばなくても、そちらの河川に砂やバラスがありますので、それを利用すれば河川の河床の解消にもなりますし、近くであれば運搬費用も非常に安くなると思うのですが、そういうことは考えられないのでしょうか。

秋月河川整備課長

一番の問題は、勝浦川など、出ていく川の砂利のほうが、養浜する阿南市の今津坂野海岸における粒径に比べ、恐らくかなり大粒になると思います。

そのため、それぞれの環境に合うような粒径が必要と感じており、例えば、海岸縁である今切川の河口の砂については、侵食海岸に持っていくのが適切ではないかと考えております。

笠井副委員長

ということは、その地域になじまないからちょっと無理だということですね。

よくわかりました。

それから、河川の話ですが、徳島県は河川が非常に多く、そのほとんどが近年の台風により河床が上がってきています。特に鮎喰川については、昔、許可を出したところ、バラスを取り過ぎた。袋井用水へ行く堰をつくってあったのですが、それがあつたこと自体わからなかった。バラスを取り過ぎたら堰が出てきて、その堰まで取ってしまった。そのため、袋井用水の伏流水が余り吹かなくなった。それぐらいバラスを取り過ぎたという話を古い議員から聞いたことがあります。それ以来、もうバラスは取ってはいけないということで、今、鮎喰川も本当にバラスや土砂がたまり、結局、早淵地区の土壌よりも河床が上がって天井川になっている地区があると聞いているのですが、河床が上がったからといって堤防を上げてくれません。

例えば、河床が2メートル上がっても、堤防を2メートル上げてくれたら付近の住民は心配しませんが、河床が上がったまま、天井川になったまま堤防を上げてくれなかったら、いつ堤防が切れるかと思って住民は非常に心配しています。

何か対策を考えているのですか。

秋月河川整備課長

鮎喰川につきましては、一つの雨で大きく堆積する、もしくは大きく掘られるということが特性だと思います。

例えば、見た目で異常堆積があるようなところがあつても、そのすぐ下で掘られているところもあるかと思ひます。

そこで、どこらが異常堆積であるかということについては、現地調査をして、その都度河床整理をしたいと思ひております。

また、先ほどの用途規制については、来年、試行的にやっつていこうと思ひておりますが、将来、県下の他の河川におきましても用途規制の緩和を実施してまいりたいと思ひております。

笠井副委員長

先ほど、重清委員さんも河川については何もしてくれないと怒つていましたが、やはり深掘れ、あるいはたまつてるところがあります。

そういうところでしたら、極端に言えばブルドーザーなどを持っていき、ならせば比較的早く解消できるのではないかと思ひますが、除いたものは建設骨材しか使えないという規制があると議論されております。

私、市議会時代から思ひていることがあります。

法律、条例、規制については、これが一番いいだろうということで、当時つくつたと思ひますが、時代や様子が変わつてきたら、やはりその時代に合うように法律、条例、規制を改正してもいいのではないかと思ひます。

従前からのまま、何もしないではいけない。

条例があるからできません、規制があるからできません、法律で決まっているからできませんというのではなく、条例というのは、例えば真正面から見たり、斜めから見たり、下から眺めたり、例えばこのペットボトルにしてもそうなのですが、上から見るのと、下から見るのとでは全然違います。

私、ここに集まってる方にいつも言っているのですが、本当に県下の頭脳集団が集まっているわけですから、条例があるからといって真正面から見るだけでなく、たまには条例や規制を下から眺めたら、規制緩和ができるのではないかと考えております。

本当に県民のためになるような、あるいは県民のためにできるような法律、条例、規制に変えるよう考えていただけたらと思っております。

これを要望にかえて終わります。

七條建設管理課長

先ほど、嘉見委員のほうから建築の設計業務に関する最低制限の設定の状況について御質問をいただきまして、私のほうから本年度、1,000万円から2,000万円に引き上げたという説明をさせていただきましたが、再度確認をいたしますと、平成22年度にゼロから2,000万円に引き上げてございます。

設計業務の最低制限価格につきましては、業務の品質、労働者の雇用賃金確保の観点から重要と考えておりますので、今後とも、引き続き適切な執行に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

訂正して、おわびいたします。

貞本県土整備部次長

済みません、先ほど榎本委員のほうからPFI事業につきまして、励ましのお言葉をいただきまして、心強く思っておりますが、黒島課長が答弁させていただきましたPFI事業の手法のことにつきまして、表現の中で一部誤りがありまして、新PFI法に基づいて事業を実施するわけでございますが、基本はあくまで公営住宅法でありますので、家賃設定等の制限は多少あるということを報告いたします。

よろしく申し上げます。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました、県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定すること、御異議ございませんか。

扶川委員

議案第1号につきましては、鉄道高架の予算が入っておりまして、無駄な事業という立場で反対ですので、同意できません。

丸若委員長

それでは、県土整備部関係の議案第1号については御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、平成24年度徳島県一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案第1号を除く県土整備部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号を除く県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決)

議案第1号

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、

議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第66号、

議案第70号、議案第73号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表をごらんください。

初めに、請願第2号「徳島県南部健康運動公園について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野政策監補

徳島県南部健康運動公園につきましては、これまで野球場、多目的広場、テニスコート 4面等の施設を順次供用し、現在は、平成 25 年の全日本レディース、ソフトテニス大会の開催に向け、残るテニスコート4面につきまして、平成 24 年中の完成供用を目標に整備を進めております。

陸上競技場の整備につきましては、その整備手法について十分検討するとともに、地元 阿南市やスポーツ関係団体の御意見をお聞きし、取り組んでまいりたいと考えております。

丸若委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者多数)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号「富岡港内及び航路筋浚渫について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野政策監補

富岡港内及び航路筋しゅんせつにつきましては、港湾管理者として、岸壁や物揚げ場等、港湾施設が安全安心に利用できるよう、航路等における水深が適正に確保されていることが重要であると認識しております。

これまでも県管理の港湾につきましては、それぞれ現地の状況を十分把握した上で、計画的なしゅんせつ工事を行ってきたところでございます。

富岡港につきましては、現地測量結果について取りまとめ中であり、今後はそれに基づいたしゅんせつ箇所を選定等を行い、適切な処理に当たってまいりたいと考えております。

丸若委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者多数)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に請願第 21 号「県管理河川「岡川」の改良・改修工事について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野政策監補

県管理河川岡川の改良改修工事についてでございますが、昭和 46 年度から阿南市道文化橋上流約 3.4 キロメートル間の河川改修に着手しております。

清水橋上流から県道羽ノ浦福井線西加田橋の間につきましては、本格的な改修工事に着手するまでの対応として、現地の状況を十分把握した上で、治水上必要となっている場合には、伐木やしゅんせつ等の対応を行ってきたところでございます。

岡川は改修延長が長く、早期に改修効果を発揮させるため、文化橋から国道 55 号清水橋までの約 1 キロメートル区間を重点区間として、集中的に整備を進めているところであります。

清水橋上流部の改良・改修工事につきましては、下流部の整備に引き続き、「多自然川づくり」を基本として整備を進めることといたしております。

今後とも地元関係者の御協力を得て、早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

丸若委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者多数)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に請願第 23 号「卯辰トンネル(仮称)建設の早期実現について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野政策監補

卯辰トンネルの建設の早期実現について、主要地方道徳島北灘線大麻町桧から北灘町折野間におきま

しては、北灘町折野で改進黨業を進めており、今後とも早期完成を目指して整備促進に努めてまいります。

また卯辰トンネルにつきましては、残る未改良区間の整備状況や道路予算の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

丸若委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者多数)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

これをもって、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第2号、請願第3号、請願第21号、請願第23号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただきまして、まことにありがとうございます。

また、審査の過程において表明された委員の意見、並びに要望を十分に尊重されて、今後の県政運営に反映していただきたいと思ひます。

終わりに当たりまして、皆様方には御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県政発展のため御活躍をいただけますよう御祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

海野政策官補

ただいま、丁重なるごあいさつをいただきまして、大変ありがとうございました。

丸若委員長、笠井副委員長を初め、各委員の皆様には1年間御審議いただきまして、大変ありがとうございました。

いただきました御意見につきましては、十分踏まえながら、県土整備行政の一層の精進に努めてまいり

たいと思っておりますので、引き続き御指導のほど、また皆様方の御活躍をお祈りし、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

丸若委員長

それでは、これをもって本日の県土整備委員会を閉会いたします。(14時48分)